



島根県報

令和5年3月17日（金）

第 396 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を（人 事 課） 2
改正する規則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建 築 住 宅 課） 3

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報及び島根県個人情報（総 務 課） 3
保護条例の規定による法人の指定の廃止

島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会議事録作成業務請負契約競（ ” ） 4
争入札参加資格審査要綱の廃止

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業（高 齢 者 福 祉 課） 4
者の指定

家畜伝染病予防法の規定による検査の実施（農 畜 産 課） 4

家畜伝染病予防法の規定による注射の実施（ ” ） 6

保安林予定森林（4件）（森 林 整 備 課） 6

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（水 産 課） 8

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更（中 小 企 業 課） 8
の届出

土砂災害警戒区域の指定の解除（4件）（砂 防 課） 10

土砂災害警戒区域の指定（3件）（ ” ） 11

土砂災害特別警戒区域の指定の解除（4件）（ ” ） 12

土砂災害特別警戒区域の指定（3件）（ ” ） 14

【訓 令】

島根県職員表彰規程の一部改正（人 事 課） 15

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施（商 工 政 策 課） 15

基本測量の実施（技 術 管 理 課） 17

公共測量の終了（ ” ） 17

【特定調達公告】

島根県水防情報システム（第四期）開発及び運用保守業務に係る随意契約の相手（河 川 課） 17
方等

【雑 報】

公営住宅法の規定による松江市営住宅及び共同施設の管理の実施（建 築 住 宅 課） 18

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 7 号）

1 規則の概要

- (1) 特定少年が保護処分として少年院に送致され、収容されている場合及び決定により少年院に収容されている場合についても、休業補償を行わない場合を含めることとした。（第 6 条の 3 関係）
- (2) 補償の対象となる公務上の災害の範囲を改めることとした。（別表第 1 関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第 8 号）

1 規則の概要

- (1) 宅地造成等規制区域内における宅地造成等に関する工事又は特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた敷地に係る建築確認申請等にあつては、建築物の敷地と崖との状況を示す断面図を添付することを要しないこととした。（第 2 条関係）
- (2) 応急仮設建築物又は災害救助用建築物若しくは公益的建築物の許可の期間の延長に係る手続を定めることとした。（第 14 条関係）
- (3) 建築物の容積率の特例の認定申請に係る添付図書等を定めることとした。（第 14 条の 2 関係）
- (4) 引用する法律の題名の改正

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(1)及び(4)については、同年 5 月 26 日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第 7 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年島根県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 第 2 号中「、収容されている場合」の次に「、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

別表第 1 第 2 号の(5)中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第 3 号の(3)中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第 4 号の(3)中「うるし」を「漆」に改め、同表第 7 号の(1)から(4)までの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号の(8)中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号の(10)中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号の(16)中「(1)から(15)まで」を「(1)から(16)まで」に改め、同号中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、同号の(14)中「骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号中(14)を(15)とし、(11)から(13)までを(12)から(14)までとし、(12)の前に次のように加える。

- (11) 3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第 8 号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第 8 条第 1 項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第 1 項又は第30条第 1 項」に改める。

第14条に次の 4 項を加える。

5 法第85条第 5 項又は法第87条の 3 第 5 項の規定による許可の期間の延長を申請しようとする者は、省令別記第44号様式による申請書の正本 1 通及び副本 5 通にそれぞれ第 1 項第 2 号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

6 第 2 項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

7 知事は、第 5 項の許可の期間の延長をしたときは、省令別記第45号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

8 知事は、第 5 項の許可の期間の延長をしないときは、省令別記第46号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

第14条の 2 の見出し中「敷地と道との関係の建築の」を削り、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第52条第 6 項第 3 号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の 4 の 2 第 1 項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地面積、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）
- (3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）
- (4) 省令第10条の 4 の 4 に規定する建築設備であることを証する図書

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、同年 5 月 26 日から施行する。

告**示****島根県告示第172号**

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）及び島根県個人情報保護条例の規定による法人の指定（平成27年島根県告示第235号）は廃止し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第173号

島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会議事録作成業務請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第1042号）は廃止し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第174号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の10第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
Community life-care 合 同会社	訪問看護	訪問看護ステーションぴ	江津市敬川町1749-2	令和 5 年 4 月 1 日
	介護予防訪問看護	いす		

島根県告示第175号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生 予防	1 搾乳の用に供し、又は供 する目的で飼育している生 後24か月を経過した雌牛の うち、家畜保健衛生所長が 必要と認める牛	スクリーニン グ法又はリア ルタイムPCR 法による検 査とし、必要 に応じてヨー ニン検査、エ ライザ法によ る検査、補体 結合反応検査 又は細菌検査 とする。	1 奥出雲町（旧仁 多町の区域に限 る。）、雲南市 （旧吉田村及び旧 掛合町の区域に限 る。）、大田市 （旧温泉津町及び 旧仁摩町の区域に 限る。）	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 間において当該 家畜の所在地を 管轄する家畜保 健衛生所長が指 定する日
		2 繁殖の用に供し、又は供 する目的で飼育している生 後24か月を経過した雌牛の うち、家畜保健衛生所長が 必要と認める牛		2 安来市（旧安来 市の区域に限 る。）、海士町、 奥出雲町（旧仁多 町の区域に限 る。）、雲南市 （旧吉田村及び旧 掛合町の区域に限	
		3 種付けの用に供し、又は 供する目的で飼育している 生後24か月を経過した雄牛 のうち、家畜保健衛生所長 が必要と認める牛			
		4 1 から 3 までの牛と同一 施設内で飼育している生後			

		24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜		る。）、大田市（旧温泉津町及び旧仁摩町の区域に限る。）、津和野町 3 から6 まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
結核検査	結核の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法	県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において当該
ブルセラ症検査	ブルセラ症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	エライザ法	県下全域	家畜の所在地を管轄する家畜保
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	衛生所長が指定する日
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域	
豚熱検査	豚の豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査及び抗原検査	県下全域	
アフリカ豚熱検査	豚のアフリカ豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	抗原検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清	県下全域	

	生予防		学的検査		
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
腐蝕病検査	蜜蜂の腐蝕病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第176号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間
豚熱予防注射	豚熱の発生予防	家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし	皮下又は筋肉内注射法	県下全域	において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

島根県告示第177号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市宍道町上来待1779、3514から3522まで、3524から3526まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第178号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町多根3034－1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

掛合町多根3034－1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第179号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町乙加宮229－2、230－1、230－2、231・2890－3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2882－1、2889

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町乙加宮229－2・230－2・2882－1・2889（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、231、2890－3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第180号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町乙加宮1624－1、3293－12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町乙加宮1624－1・3293－12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第181号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成31年島根県告示第145号による保険に付すべき義務は、令和5年3月7日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖斐川加入区

島根県告示第182号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ中吉田店・じょういち 島根県益田市中吉田町1085－5 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町 4－38

株式会社じょういち 代表取締役 城市 将監 島根県益田市中吉田町1085－1

大畑建設株式会社 代表取締役 大畑 勉 島根県益田市大谷町36－3

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町 4－38	領家 康元	
(株) じょういち	島根県益田市駅前町25－11	城市 剛毅	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町 4－38	領家 康元	
(株) じょういち	島根県益田市中吉田町1085－1	城市 将監	平成24年11月12日住所変更、令和 4 年 6 月 30 日代表者変更
大畑建設株式会社	島根県益田市大谷町36－3	大畑 勉	令和 5 年 2 月 22 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町 4－38	領家 康元	
(株) じょういち	島根県益田市駅前町25－11	城市 剛毅	

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町 4－38	領家 康元	
(株) じょういち	島根県益田市中吉田町1085－1	城市 将監	平成24年11月12日住所変更、令和 4 年 6 月 30 日代表者変更
株式会社GROW UP	鳥取県鳥取市千代水二丁目88	柴原 史則	令和 5 年 2 月 22 日入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和 5 年 3 月 6 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17－1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和2年島根県告示第194号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

黒田A、比津H

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成31年島根県告示第226号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

野原A

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年島根県告示第264号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

千田町後谷E、中央1－Ⅲ、波子町高田C、松川町太田B、松川町下河戸B

(2) 土石流

都治川B波積、西の谷

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和3年島根県告示第578号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

二又

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

野原A

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

日浦E

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

二又

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年島根県告示第197号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

黒田 A、比津 H

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第229号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

野原 A

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年島根県告示第818号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

千田町後谷 E、中央 1－Ⅲ、波子町高田 C、松川町太田 B、松川町下河戸 B

(2) 土石流

都治川 B 波積

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年島根県告示第579号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

二又

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

野原A

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

日浦E

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
二又
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

訓**令****島根県訓令第2号**

本 庁
地方機関

島根県職員表彰規程（昭和46年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「（以下「再任用短時間勤務の職」という。）」を削り、「占めるもの」の次に「（第5条第2項第5号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第5条第2項第5号中「再任用短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

様式第1号中「様式第1号」の次に「（第8条関係）」を加え、「**四**」を削る。

様式第2号中「様式第2号」の次に「（第8条関係）」を加え、「**四**」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第13項から第16項までの規定により採用された職員をいう。）は、この訓令による改正後の島根県職員表彰規程第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条及び第5条第2項の規定を適用する。

公**告**

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げる

ものを除く。)、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月13日から12月15日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、知夫村、海士町、西ノ島町、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
6 月 1 日から 8 月 25 日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、知夫村、海士町、西ノ島町、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
益田市	5 月 9 日	10時から15時30分まで	益田市役所
	5 月 10 日	10時から11時まで	
	5 月 15 日	13時から15時まで	
	5 月 16 日	9 時30分から15時まで	
	5 月 17 日	10時から15時30分まで	
	5 月 18 日	10時から16時まで	
	5 月 23 日	10時から16時まで	
	5 月 24 日	9 時から16時まで	
	5 月 25 日	9 時から16時まで	
	5 月 26 日	9 時から12時まで	
雲南市	6 月 6 日	10時から15時30分まで	雲南市役所
	6 月 7 日	11時から15時30分まで	
	6 月 8 日	10時から15時30分まで	
	6 月 12 日	10時から15時30分まで	
	6 月 13 日	10時から16時まで	
	6 月 14 日	10時から15時30分まで	
	6 月 15 日	10時から16時まで	
	6 月 16 日	10時から15時30分まで	
知夫村	6 月 27 日	13時から14時30分まで	知夫村役場
海士町	6 月 28 日	9 時から16時まで	海士町役場
	6 月 29 日	8 時45分から11時30分まで	
西ノ島町	6 月 29 日	13時30分から17時まで	西ノ島町役場
	6 月 30 日	9 時から11時まで	
隠岐の島町	7 月 11 日	13時30分から17時まで	隠岐の島町役場
	7 月 12 日	9 時30分から17時まで	

	7 月 13 日	9 時 30 分から 17 時まで	
	7 月 18 日	13 時 30 分から 16 時 30 分まで	
	7 月 19 日	9 時 30 分から 16 時 30 分まで	
	7 月 20 日	9 時 30 分から 12 時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和 5 年 2 月 20 日に終了した旨松江地方務局長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 11 月 21 日から令和 5 年 2 月 20 日まで
- 3 作業地域
松江市新雑賀ほか地区（新雑賀町、本郷町、雑賀町の一部、堅町の一部、津田町の一部、西津田一丁目の一部）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県水防情報システム（第四期）開発及び運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部河川課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年2月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n ・ F L C S 島根県水防情報システム（第四期）共同企業体

代表者 富士通 J a p a n 株式会社 山陰支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 F L C S 株式会社 中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号

5 随意契約に係る契約金額

448,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

雑

報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、松江市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を次のとおり行うこととしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和5年3月17日

島根県住宅供給公社理事長 糸 賀 克 巳

1 松江市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 松江市に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

松江市営住宅条例（平成17年松江市条例第332号）別表第1に掲げる市営住宅及び別表第3に掲げる共同施設

3 松江市に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 松江市営住宅条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条第2項及び第3項	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条第2項から第4項	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者に関する事務
第11条第2項から第4項	市営住宅入居の手続に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第2項及び第3項	修繕費用の負担に関する事務
第27条	市営住宅他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅等模様替・形状変更承認に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	期間通算に関する事務

第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条第1項	住宅の検査に関する事務
第42条第1項及び第3項から第6項	住宅の明渡請求に関する事務
第43条第1項及び第3項	市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務
第46条	駐車場の使用許可に関する事務
第51条第1項	使用許可の取消し等に関する事務

(2) 松江市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納に関する事務

(3) 松江市営住宅の家賃及び駐車場使用料の納付指導に関する事務

4 松江市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間